

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
1	20	重要業績指標の選定方法(「中小規模ため池の防災対策箇所数」)	意見	<p>香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、管理者不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する(水を抜く)等、ため池の貯水機能を廃止する対策を行った箇所数のことであるが、県では水不足の状況もあってなるべく継続的なため池の維持管理を地元をお願いすることで防災上危険なため池を作らないようにする取組みもっており、必ずしも貯水機能を廃止する前述のような対策だけを進めている訳ではない。県による施策の方向性と一部で整合していない指標となっているため、施策の方向性と整合した、事業の進捗状況が可能な限り定量的に把握できるような指標への見直しを行い、併せて本対策の事業主体である市町とこれを共有することが望ましい。</p> <p>具体的には、防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する数だけでなく、地元との協議によって継続して維持管理することが決まったため池数も含めた指標とすること等が考えられる。</p> <p>なお、令和3年10月8日に改定された香川県国土強靱化地域計画において本指標は見直され、重要業績指標ではなくなっている。ただし施策自体は継続して取り組まれているため、施策・事業の評価を行うための指標を何等かの形で設定することが望まれる。</p>	<p>ため池の廃止については、令和4年度に策定予定の老朽ため池整備促進計画(第12次5か年計画)で廃止ため池数を整備目標の1つとする予定である。</p> <p>また、管理放棄されたため池管理者に対しては、適正管理のための指導・助言を令和4年度は360箇所を目標として実施するほか、令和4年度の調査結果を踏まえて、令和5年度以降の実施箇所数を決定の上、ため池の保全管理等に関する協議・検討を行う「香川県ため池保全管理協議会」で、市町と情報を共有する。</p>
2	21	重要業績指標の達成に向けた取り組み(「公的医療機関の耐震化率」)	意見	<p>香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「公的医療機関の耐震化率」は、県内の23ある公的医療機関の耐震化を令和2年度までに100%とすることを目標として設定している指標であるが、令和2年度までの実績で耐震化率は87%となっている。</p> <p>公的医療機関のうち県立病院の耐震化は完了しており、県立病院以外での耐震化が一部で完了していない。これら医療機関の耐震化の意思決定や資金負担は国または市町が直接的には行うが、災害発生時の県内の医療提供体制の確保を重要な防災対策の1つとしている県としても、これらの医療機関の耐震化は喫緊の課題であると認識されている。従って、耐震化率が100%となるよう、指標達成に向けて県としてどのように取り組んでいくか、今まで以上に県立病院以外の公的医療機関の耐震化整備に向けて積極的に方針・計画を策定し、より一層の推進をしていくことが望ましい。</p>	<p>耐震化の予定が未定の公的医療機関に対しては、補助制度の利用意向調査等の機会を捉え、個別に当該制度を紹介することなどにより、耐震化を推進する。</p>
3	22	防災に関連する業績評価のための指標の体系的な整理	意見	<p>防災に関する業績評価のための指標は、香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標以外にも県の種々の計画等において設定されている。防災に関する施策をより一層効果的かつ効率的に遂行するためには、防災に関する県の指標を全体として体系的に整理することで、県全体としての防災・減災施策の最適化を行っていくことが望ましい。</p> <p>具体的には、担当部局又は担当課単位で、それぞれが有する防災に係る指標を整理し、これを全庁的に集約して一覧化することで、県全体で取り組むべき指標を明確にすること等が考えられる。</p>	<p>令和4年7月に、県が定めた種々の計画における、防災に関する指標を全庁的に集約、一覧化するとともに、集約した情報について庁内で共有した。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
4	40	砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続	意見	<p>完成まで複数年かかる砂防ダム本体の築造工事を年度毎に分割して入札・発注しているが、実質的には2年目以降に他の業者が応札しにくい状況と推測され、最初に受注した事業者が1者応札かつ高落札率で落札している事案が散見される。県民財産の有効活用のためには、こうした事案についても入札制度が形骸化しないよう、適切な対応が望まれる。</p> <p>具体的には、砂防ダムの経済性・有効性及び緊急度等も踏まえた工事の実施順位を十分に検討し、例えば工事を年度毎の分割発注とせずに、債務負担行為の積極的な活用により工事全体を1つの工事として一括して入札・発注することや、複数年1者応札が続くような場合には(瑕疵担保責任の明確化や継続して発注した方が工事全体に及ぶ共通経費の合理化等で経済性に優れている点等、随意契約とすべき根拠を明らかにした上で)随意契約としつつ、単年度毎の契約よりも経済的と考えられる点を契約価格に十分反映させるような対応を検討すること等が考えられる。</p>	<p>意見にある債務負担行為の活用については、災害関連事業など、次年度以降の国の予算が確保できることがほぼ確定している場合について活用を検討したいと考えている。</p> <p>また、随意契約については、国にも確認したが、その合理性や透明性の説明が難しいという見解であり、また、四国の他県においても採用された事例はない。</p> <p>1者応札かつ高落札率の対しては、入札の競争性が確保できるよう努めたい。</p>
5	44	土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存	意見	<p>直轄河川改修費負担金事業は、国が実施する一級河川土器川の改修事業に対し、県が費用の3分の1を負担するものであり、令和2年度には512,000千円を負担金として国に納付している。国直轄の一級河川とはいえ、県内最大規模の河川の改修に関する事項であり、県としても相当額の負担を行っているため、国との十分な協議は不可欠であり、県としても十分な事前協議によって県の意見を改修工事の計画に反映させることとしている。県の意見を十分に反映させ、かつ国の計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証可能とし、また業務の引継ぎを円滑に実施するためにも、国との協議内容を適切に記録し保存することを仕組みとして取り入れることが望ましい。</p>	<p>令和4年4月より、国が実施する土器川改修事業について、県の意見を改修計画に反映できるよう、国と協議を行うとともに、計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証が可能となるよう、協議内容の記録、情報共有及び協議データの保存を実施する。</p>
6	54	砂防ダム築造工事にかかる一者応札の継続	意見	<p>「5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続」で記載した意見事項(意見事項4)と同様である。</p>	<p>「5.1.7.2 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続」と同じ。</p>
7	72	簡易公募型プロポーザル方式の入札における一者提案の継続	意見	<p>椋川ダム建設における環境調査に係る業務委託は、毎年度簡易公募型プロポーザル方式での入札を行っているが、過去5年とも同一者のみが入札に参加し、業務を受注している。簡易公募型プロポーザル方式の入札は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することを目的としており、この入札方式の利点を十分に活用するためにも、複数の事業者が積極的に参加するような環境づくりが望まれる。</p> <p>具体的には、平成27年度の行政監査において指摘されている、①一者提案となった原因について様々な角度から分析し、必要な措置を講じること、②併せて毎年同様の業務を発注するものについては、ノウハウを蓄積する仕組みを構築し、本県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方式により発注することを検討すること、等の取組みを着実に実施することが考えられる。</p>	<p>令和4年度の業務委託で、仮に一者のみの参加となった場合は、参加可能業者に対して、不参加理由についてヒアリングを行い、原因を分析し必要に応じて次回の入札手続きで改善する。</p> <p>また、基本的に毎年異なる内容で実施していることから、直ちに入札に使用する環境調査に係る県歩掛を作成することは困難であるが、県歩掛作成の検討を行うための実績を蓄積する。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
8	77	技術指導等の指導・ 監督業務の適切な記 録及び保存	意見	地震・津波対策事業では、市町が行う漁港区域内の海岸保全事業に対する補助金の交付だけでなく、市町が実施するこれらの事業に対する技術指導等の指導・監督業務も積極的に展開しているが、適切に指導・監督していることを事後的にも明確にする観点から、また人事異動等の際に適切に業務の引継ぎを行う観点からも、実施した指導・監督内容については適切に記録・保存するルールとすることが望ましい。	令和3年12月から、市町に対する技術指導の履歴を適切に記録・保存するほか、以下の指導内容については、記録を作成した上、課内で供覧し、情報共有を図ることとした。 ・事業計画に影響を与える事項 ・予算執行に影響を与える事項
9	83	予定価格の適正な設 定とダンピング受注 の防止に係る検討	意見	「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）」では、公共工事の調査等の発注者に、予定価格を適正に設定することと同時にダンピング受注の防止に関する適正な措置を講ずることを併せて求めている。港湾課において令和2年度に支出した津波等対策工事に係る基本設計業務委託は16件のうち9件が低入札価格調査対象業務に該当しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったか、ダンピング受注の防止に関する対応が適切であったか、の両面から十分な検証が望まれる。 例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、入札価格との間に乖離があったため、経済社会情勢の変化を反映する等、予定価格をより適切に定める積算基準に関する検討等が考えられる。ダンピング防止策については、令和2年度時点では低入札価格調査基準のみを採用しており、最低制限価格の設定は行っていないため、公共工事の調査等についても土木の請負工事と同様に低入札価格調査制度だけでなく最低制限価格制度も併せて採用すること等が考えられる。	津波等対策港湾海岸事業における基本設計業務委託の予定価格は、国の積算基準標準歩掛に準拠して設定していたが、令和3年度から基本設計標準歩掛の見直しを行った。 また、委託業務において、令和3年度から最低制限価格制度の導入を行った。
10	88	予定価格の適正な設 定	意見	「5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討」で記載している通り、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）」では、公共工事の発注者に予定価格を適正に設定することを求めている。「県道丸亀詫間豊浜線（多度津西工区）道路整備工事（仮称：多度津トンネル）」の入札に参加した9者のうち、4者が低入札調査基準価格と同額で入札し、4者が低入札調査基準価格よりも1千円高い価格で入札しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったかについて十分な検証が望まれる。 例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、本事案の様に低入札調査基準価格（又はその1千円高い価格）での入札に集中するような場合にはその理由を分析し、予定価格が経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、及び公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた、不当に引上げられたものとなっていないかの検討を実施すること等が考えられる。	予定価格については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に基づき、国の積算基準のほか、使用する材料の市場価格を調査するなどして適正に算出していることを確認するとともに、業者からの入札価格について、内訳書を確認し、適切な額が入札されていることを確認した。 引き続き、同方針に基づき予定価格の適正な設定に務める。

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
11	96	積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討	意見	<p>ため池の改修や耐震化に係る工事は、特殊な技術が必要となる一方で天候等の外部要因から工事が長期化して不採算化するリスクがあり、事業者が積極的に入札に参加しない傾向にある。こうした状況が継続すると、応札者の減少や応札されない案件の増加等によって老朽ため池の整備推進が遅れ、更には事業者によるノウハウの蓄積不足、技術者の高齢化、工事品質の懸念及び懸念される品質を一定水準に確保するための監督業務の負担増等を招くことが考えられる。従って、適切な工期を踏まえ、品質確保の担い手となる人材育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の見直しや、品質確保に十分配慮しつつも新規事業者が育成・参加できるような入札要件の再検討を行うことで、より事業者にとって魅力ある入札案件としていくことが望ましい。</p> <p>入札要件の再検討としては、例えば現在は「過去15年以内にため池工事の施工実績を有すること」を参加者の資格要件としているが、これを「他の地方公共団体及び他部局発注工事であっても、ため池に係る工事であればその内容を発注者が確認のうえ施工実績に含めることができる」とする要件への見直し等が考えられる。</p>	令和4年4月以降に入札公告を行う工事から、ため池工事の入札参加要件の一つである施工実績について、新規事業者が育成・参加できるように「他部局が発注したため池に関連する工事」を追加するよう見直しを行った。
12	130	低コスト工法等に関する普及・啓発活動	意見	<p>住宅の耐震化は、県民による自助の取り組みとして重要かつ有効な取り組みであり、その促進の一助となるのが低コスト工法等の普及である。県では低コスト工法等の普及・啓発のため、パンフレットの作成配布、香川県住宅耐震ポータルサイトでの情報発信、低コスト工法等による住宅の耐震改修工事の現場見学会等様々な活動を実施しているが、県民に十分周知・浸透できている状況とは言い難い。より一層普及・啓発が進む方策を再検討することが望ましい。</p> <p>例えば、県と市町および県内の事業者が連携し多くの県民が集まるような場所(スーパー、公園等)で低コスト工法等の説明会を定期的に開催する、本事業における耐震診断時に低コスト工法等について十分な説明を実施する等、既存の普及啓発活動以外にも積極的に情報発信を検討すること等が考えられる。</p>	<p>令和3年度から、これまで住宅の耐震化にあまり関心なかった県民の掘り起こしにも取り組んでおり、コロナ禍における三密回避にも有効と考えられる「在宅避難」をテーマに、より広い視点での防災講座を開催している。県民の防災意識を向上させるとともに、住宅の耐震化の重要性や低コスト工法のメリット等も併せて説明し、同工法の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>また、民間住宅耐震対策支援事業の補助申請窓口である市町が、主体的に県民向けに普及啓発をすることが望ましいため、令和3年度に香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下、「AP」という。)を策定し、APに基づく低コスト工法等の普及啓発の取組みを支援している。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
13	131	耐震診断のみで耐震改修工事が行われない事案の削減	意見	<p>民間住宅耐震対策支援事業は、市町が実施する住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度に県が補助金を交付する事業であるが、防災及び減災の観点からは、耐震改修まで完了して初めて本来の事業目的が達成される。そのため、耐震診断を行い改修が必要と判明した案件について、なるべく高い割合で耐震改修工事が行われることが期待される。耐震診断を行った案件の約3分の1で耐震改修工事が行われないうままとなっている現状を解消するためには、診断のみで終わってしまう案件を極力少なくし、診断の結果改修が必要なものについて漏れなく工事が実施されるような仕組みを検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、耐震診断時に改修工事費用の見込額・補助制度・前述の低コスト工法等についてより一層の周知を行うことや、診断から改修方法の提案・改修までをワンストップで提供する補助制度への見直し、耐震改修工事に係る補助限度額の見直し等、種々の対応を併せて実施していくこと等が考えられる。(なお、令和3年度には耐震改修工事に係る補助限度額を900千円/件から1,000千円/件に増額している。)</p>	<p>令和3年9月より、補助申請窓口で対応する各市町の職員には、県民に対し、特に耐震診断を行う者に対して、補助制度等のより一層の周知や、耐震改修の実施に向けた働きかけを定型化して実施するため、香川県民間住宅耐震対策支援事業行政職員マニュアルを作成し、行政会議の機会に研修を行った。</p> <p>また、令和4年2月及び3月には、市町と連携し、設計者や工務店等を対象に、住宅所有者からの相談から耐震改修までを一連の事業と捉えた営業方法や、低コスト工法等を学ぶ勉強会を開催し、確実に耐震化につなげられるような仕組みづくりに取り組んだ。</p> <p>耐震診断と耐震改修を合わせたワンストップの補助制度等について、行政会議で市町と意見交換を行ったところであり、制度の見直しや手続きの簡素化等、市町と連携しながら、実現可能な方策を検討しているところである。</p>
14	136	業績評価のための指標の設定	意見	<p>老朽空き家除去支援事業は、市町と連携して老朽危険空き家の除却を推進するものであり、防災・減災の観点からも積極的な推進が期待されるが、事業の進捗状況及び事業成果を定量的に評価し、県として計画的に空き家率を減少させるためには、県による業績評価のための指標を設定し、そこで設定した目標に向かって施策を推進していくことが望まれる。</p> <p>具体的には、老朽危険空き家の所有者に補助金を直接交付する市町と十分な連携をとりつつ、仮に市町が業績評価のための指標を設定している場合にはこれらと整合性のある指標となるよう調整すること等が考えられる。</p>	<p>県では、管理不全の放置空き家等が、地域環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家の増加を抑制し、空き家の適正管理や利用、活用を促すため、各市町と連携して、老朽空き家除去支援事業をはじめとする「総合的な空き家対策」を推進しているところである。</p> <p>ご意見の、業績評価のための指標(KPI)については、各市町とも調整しながら、取組みの実施状況を評価できる指標として、令和4年度中に、設定する予定である。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
15	164	業績評価のための指標の設定	意見	<p>日本DMAT(災害派遣医療チーム;災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム(医師1名、看護師2名、業務調整員1名の計4名で1チーム))の数を増加させることは、災害発生時に県民及びその周辺地域の住民の生命を守ることに直接的につながる重要な施策であり、そのため香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標にもなっている取組みである。</p> <p>ただし、日本DMATは厚生労働省が各都道府県に受講者数を割り当てて行う研修等が資格要件のため、県が積極的に数を増やそうとしても割り当てられた研修受講者数が上限となり県の方針だけでその数が決まる性質のものではない。</p> <p>業績評価のためには、当該重要業績指標以外にも、県が十分コントロール可能な目標値を設定することが望ましい。具体的には、例えば日本DMATに香川DMAT(県が開催する研修の受講等が資格要件となっている災害派遣医療チーム)も含めたチーム数を業績評価のための指標とすれば、県としてコントロール可能であり、かつ積極的にこれを増加させる取組みを行うことでDMATへの理解と積極的な参加への気運の醸成・裾野の拡大にもつながり、結果として日本DMATの数の増加にもつながるものと考えられる。</p>	香川DMATの計画的な養成に努めるとともに、各種計画の策定に当たっては、DMATチーム数に加え、香川DMAT延べ養成人数を指標の一つとすることも検討する。
16	180	賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用	意見	<p>防災のための備蓄物資は賞味期限・消費期限の関係から更新が必要となるものがあるが、更新された備蓄物資も県の財産である。これらをできる限り有効かつ効果的に活用するためには、全体として無駄なく有効な使い道となるよう、年間の配布先・利用方法・利用目的等をあらかじめ一定程度計画等で整理しておくことが望ましい。また、有効活用した結果を事後的に検証可能とするためには、備蓄物資の配布実績を網羅的に記録・保存することが望ましい。</p> <p>なお現状でも取り組みが開始されているところであるが、利用方法を計画する際には防災の啓発目的だけに留まらず、地域の社会福祉目的への利用等、県全体として組織横断的に最適な利用を引き続き検討されていくことが望まれる。</p>	<p>令和4年度に更新対象となる備蓄物資の活用方法について、年度当初に、配布先、配布量、利用目的等を整理した活用計画を作成した。</p> <p>なお、社会福祉目的への利用については、関係部局とも連携し、ニーズの把握に努めながら柔軟に対応することとしている。</p> <p>また、配布実績については、令和4年6月に策定した「備蓄物資管理要領」に基づき、配布先や数量を記録することとした。</p>
17	189	自主防災組織への参加率を高める施策の実施	意見	<p>県政モニターアンケート結果からは、自分の住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを知らない・わからない人の割合が61.1%となっており、組織された自主防災組織に対する県民の認知度・参加率がまだ十分とは言えない状況である。</p> <p>県民の共助への取り組みをより一層後押しし、次のステップへと高めるためにも、自主防災組織に県民がより積極的に参加することを促す施策の実行が望まれる。具体的には、県政モニターアンケートによる自主防災組織の認知度や加入率等の向上を目指し、これに向かって例えば県の広報誌等を活用して、自主防災組織等の取り組みの周知啓発をより一層推進することや、市町が行う自主防災組織参加率向上の取組みに補助金を交付する事業のより積極的な活用を市町に対して働きかけること等が考えられる。</p>	<p>令和4年6月に、自主防災組織の意義や参加の働きかけに関する内容を盛り込んだ折込チラシを作成の上、県広報誌「THEかがわ7月号」とともに全戸配布したほか、県ホームページに同チラシを掲載するなど、自主防災組織の認知度向上のための周知啓発を行った。</p> <p>また令和4年3月に、市町防災・減災対策連絡協議会において、各市町に対し、住民の自主防災組織への参加促進に向けた取組みや、こうした取組みに対する、市町が行う防災減災対策への補助事業である「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業の活用の働きかけを行った。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
18	190	防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備	意見	<p>県では、職員に香川大学の四国防災・危機管理プログラムを受講させたり、香川大学との共同研究を実施したりすること等を通じて、防災・危機管理の専門能力を有する人材の育成に努めているところである。こうした施策からより効率的・効果的な人材育成を行うためには、人材育成の施策やその他の施策の遂行を通じて得られるノウハウ等を総合的に踏まえて、職員育成のための長期的なキャリア・育成プラン等を整備していくことが望ましい。</p> <p>具体的には、防災・危機管理の専門家となる職員に期待される専門能力や、その他の全職員が習得することが期待される防災・危機管理に関する基礎的な知識・ノウハウを明確にし、これと県の実施する各施策の遂行によって得られる知見・ノウハウ等を勘案して、職員の経験年数に応じてどのような経験をさせていくか、といったロードマップを作成すること等が考えられる。</p>	<p>職員が習得すべき防災・危機管理能力として、南海トラフ地震に関する被害想定及びその対策について、全職員を対象にオンライン研修を実施しているほか、職員の階層別研修に講座を設け、職員の職階に応じた防災・危機管理能力の習得が図られるよう努めている。</p> <p>今後は、香川大学の四国防災・危機管理プログラム受講者の意見を反映する等により、こうした防災・危機管理に関する研修を継続的に強化し、職員の専門能力の向上を図る。</p>
19	197	業績評価のための指標の設定	意見	<p>住民の自助・共助への取り組みを市町への補助金という形で後押しする本事業は、防災の観点から非常に重要な役割を果たすことが期待されるものであり、これまでも優先すべき事業を絞り込みながら市町に対して政策誘導をおこなってきたところである。防災・減災対策として非常に重要な施策と考えられこれまで以上に事業の拡充が期待される一方で、防災の観点から本当に必要な、優先度の高い取り組みに今まで以上に有効に補助金が活用されるようにするためには、業績評価のための指標の策定を検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、市町が自主点検した防災対策の「課題と対応項目」の対応結果(対応結果が「対応中(△)」或いは「対応予定・未対応(×)」となっているものの個数等)や、防災対策についての県政モニターアンケート調査結果(県民の防災意識に関する回答結果や、家具転倒防止対策及び自主防災組織の認知度等)等を業績評価のための指標とすることが考えられる。</p>	<p>各市町は本事業を活用し、それぞれの被害の様相や備えの状況に応じた対策に取り組んでいるが、各市町が自主点検した防災・減災対策の「課題と対応項目」及び県政モニターアンケート調査結果の検証を行ったうえで、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定や、避難所ごとの運営マニュアルの作成など、対策が必要な事業は優先して実施するよう、令和4年3月の補助金の交付申請の通知に合わせ、各市町に働きかけを行った。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
20	201	家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討	意見	<p>香川県地震・津波被害想定調査報告書では、家具類の転倒・防止対策によって、死傷者数を4分の1に軽減できるとの想定が示されており、家具類転倒防止器具の購入・取付は、県民が自助の取組みとして実施する重要な防災対策である。この後押しを市町と連携して実施しているが、県政モニターアンケートの結果を見る限り、こうした県及び市町の取組みは十分な周知・浸透がなされていないように見受けられる。</p> <p>こうした取り組みは防災の観点からも非常に有効なものであり、予算の拡充を検討するとともにより一層周知・浸透するよう利用促進策を(例えば以下のような具体案を含め)十分に検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では県と市町で別個の支援・補助制度として別々に申請手続等を行う必要があるため、例えば購入補助から取付補助までの申請をワンストップサービスで行うことができれば、より使いやすい補助制度として県民による取組みもより積極化することが期待でき、こうした点で県と市町がより連携していくことが望ましい。 ・家具類転倒防止器具の購入補助や取付支援について、家具量販店や家具販売店、ホームセンター等でのアナウンスを拡充したり、あるいはこうした店舗が申請を取りまとめる形式とする等、より県民に身近な情報としての周知・浸透を検討することが望ましい。 	<p>令和4年4月に、県の取付支援制度及び各市町の補助金制度が分かりやすく伝わるよう、募集チラシの表記について、写真やイラストを多く使用するとともに、重要な内容については強調したほか、県と市町との連携を十分に図るため、取付支援制度の受付を行う県の窓口では、申込者に市町の補助金制度の内容を丁寧に説明するとともに、市町の補助金制度の担当者に迅速に連絡を行うなど、窓口の一元化に近い形とすることで、申請者の負担の軽減を図った。</p> <p>また、県広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等を通じ、制度について広く周知するとともに、令和4年4月には、募集チラシ及び家具類転倒防止対策の重要性を啓発するチラシをホームセンター等に送付し、来店者への周知を依頼した。</p>
21	207	香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究	意見	<p>過去の災害等の教訓から、災害発生時に携帯電話を利用したSNS等による情報発信の重要性が高まっている。県が制作している防災アプリである「香川県防災ナビ」は、提供開始直後ということもあり主要なアプリ配信サービスにおける利用者からの評価が必ずしも良好とは言えない状況にある。また県政モニターアンケート結果でも十分認知されておらず、知っている人でも利用している割合は約半数との回答結果となっている。県有財産の有効活用及び災害時に有用な情報を少しでも多くの県民が効果的に受取ることができるよう、利用者の要望を踏まえ利用しやすいアプリとしての改善や、改善のための研究をより一層推進することが望ましい。</p>	<p>「香川県防災ナビ」(令和2年4月運用開始)について、新聞広告や県広報誌などを活用したPRを行っているほか、令和4年3月より、気象警報・注意報等について情報提供している防災ナビの「防災情報・お知らせ」機能を活用し、新型コロナウイルス関係情報や、防災関係の県からのお知らせなどの情報提供にも取組むなど、より利用しやすいアプリとなるよう改善に努めている。</p>

令和3年度 包括外部監査(意見)

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
22	208	研究成果のより一層の明確化	意見	<p>香川大学との共同研究に支出した委託費(10,000千円)は、全体として支出に見合う活動内容との感想を持ったが、これによって知見を得ることが最終目標ではなく、これらで得られた知見をどのように県民に資する施策に転嫁できたかが重要であり最終目標と言える。したがって、本事業の実績確認及び事業性評価のためには、研究成果報告の入手に留まらず、得られた知見をどのように県の施策に活かしたか、あるいは得られた知見を踏まえた施策としてどのようなものがあるか等をとりとまとめ、より一層明確化することが望ましい。</p>	<p>研究成果のより一層の明確化を図るため、令和4年4月に、得られた知見を踏まえて実施した施策の整理を行ったほか、今後の施策を検討するために踏み込んだ議論が必要な課題等については、香川大学関係者との意見交換会や勉強会を実施した。</p> <p>また、講演会出席者へのアンケート調査の分析結果などの研究成果を参考に、令和4年7月には、折込チラシを作成し、県広報誌「THEかがわ7月号」とともに全戸配布したほか、防災出前講座など県民向けの啓発活動を実施した。</p> <p>今後も引き続き、研究成果のより効果的な活用に努める。</p>
23	216	業績評価のための指標の設定	意見	<p>本事業では県内事業所からアンケートをとり、その回答からBCP策定に関する課題を認識し、これに対する施策を推進しているところであるが、事業の成果・効果を十分に評価してその結果をフィードバックすることでよりよい施策に改善・見直していくことが事業の効率性にもつながるため、業績評価のための指標を設定し、その目標値に向かって事業を進めていく、といった対応を行うことが望ましい。</p> <p>なお、業績評価のための指標としては、BCP策定等支援補助金の交付件数や補助金交付額、或いは香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度における認定数等が考えられる。</p>	<p>県内中小企業のBCPの策定・改善を促進するため、BCP策定セミナー及び専門家による個別相談会の開催、BCP策定等支援補助金による支援を引き続き行うとともに、令和4年度より、香川県中小企業BCP優良取組認定事業所の新規認定が毎年3事業所以上となることを目指して取り組むこととした。なお、その旨を令和4年7月に県のHPに記載した。</p>